

京都市業界団体全国大会等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業界団体の活性化を通じた業界振興を推進するため、業界の振興発展に寄与する全国大会等（第4条第1項に規定するものをいう。）に取り組む業界団体等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において業界団体等とは、事業協同組合、企業組合、商工組合、商店街振興組合等の業界団体又は業界団体若しくは業界全体の活性化を目指して取り組む中小企業者等で構成する団体であって、団体の主たる事務所を市内に設けている、若しくは、団体の構成員の半数以上が市内に事業所を有している団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、自らの全国大会等に取り組む業界団体等に対して交付する。
2 前項の規定にかかわらず、京都市暴力団排除条例第2条第1号に定める暴力団並びに同条第4号に定める暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関係する場合は対象としない。

(補助事業の内容)

第4条 補助事業の対象は、業界団体等が開催する全国大会等（全国規模以上の大会、総会、展示会、その他の行事（参加者が業界団体等の構成員に限られるものをいう。））のうち、幅広い参加者及び市民に対するPRを通じて、業界団体の活性化に資するものとする。
2 前項に定める事業は、第10条に規定する交付の決定があった年度の末日までに事業及び支払い手続を完了するものとする。
3 第1項の事業について、本市からこの要綱以外の制度に基づく金銭的な助成を受けているもの又は受ける見込みのあるものは対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象とする経費は、別表に定める経費とする。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 宿泊又は飲食に要する経費
- (2) 備品及び設備の購入に要する経費
- (3) 公序良俗に反する内容など社会通念上適切でないと認められる経費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、業界団体等が負担した前条に定める経費の額の2分の1以内で、市長が予算の範囲内で定める額とする。この場合において、1、000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(市内業者への発注)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、原則として市内事業者に発注するものとする。
（交付の申請）

第8条 交付申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 京都市業界団体全国大会等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 予算書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 組合員等の名簿
- (5) その他 当該申請に係る事業を説明するための資料等

2 緊急その他やむを得ない理由により、第10条に規定する交付の決定前に事業に着手する場合は、前条各号に掲げる書類に加え、京都市業界団体全国大会等支援事業補助金交付決定着手前届（第4号様式）を市長に提出し、承諾を得なければならない。

（標準処理期間）

第9条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、京都市業界団体全国大会等支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）又は京都市業界団体全国大会等支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第11条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市業界団体全国大会等支援事業変更申請書（第7号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がないもの
- (2) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の4分の1以内、かつ補助金額の減額割合が当初交付決定額の4分の1以内であるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市業界団体全国大会等支援事業中止・廃止承認申請書（第8号様式）により行うものとする。

（補助金の概算払）

第12条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市業界団体全国大会等支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項により概算払を受けた者は、京都市会計規則第69条第2項の規定に基づき、概算払を受けた経費の額の確定後7日以内に、京都市業界団体全国大会等支援事業補助金精算書（第10号様式）を作成し、これに証拠書類（剰

余金が生じた場合にあっては、証拠書類及び当該剰余金の返納に係る領収書又はその写)を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業完了の届出)

第13条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市業界団体全国大会等支援事業完了届(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業を終了した日から起算して20日以内又は第10条に規定する交付の決定があった年度の末日のいずれか早い時期までに、行わなければならない。

- (1) 決算書(第12号様式)
- (2) 実績報告書(第13号様式)
- (3) 領収書の写し
- (4) 実績を確認できる写真等
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(交付額の決定)

第14条 市長は、前条に規定する書類が到達してから14日以内に補助金の交付額を決定し、京都市業界団体全国大会等支援事業補助金交付額決定通知書(第14号様式)により通知するものとする。

(報告、検査及び指示)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。

(交付の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けようとし又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第17条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則 (平成27年8月17日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第5条関係）

謝金	当該事業を実施するために、専門家への講師や助言等の依頼、事業者等へのイベントの出展等の依頼に対して謝礼として支払われる経費 ただし、組合員等及び参画事業者への謝金は補助対象としない。
交通費	当該事業実施のために要した公共交通機関の運賃 ただし、当該事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。
会場賃借料	当該事業を実施する場合に必要な会場費として支払われる経費 ただし、明示的に料金が確認できないもの、また、自己の所有又は管理する会場を使用した場合は補助対象としない。
広報費	当該事業を効果的に実施するために必要不可欠な新聞広告費やテレビ広告費等の広告宣伝経費
印刷費	当該事業に必要な調査票、広報宣伝用のチラシ等の作成、印刷製本するために要する経費 ただし、当該事業に使用したことが明確に分かるものに限る。
通信運搬費	当該事業の実施に必要な郵便代、運送料等として支払われる経費 ただし、当該事業に使用したことが明確に分かるものに限る。
消耗品費	当該事業の実施に必要な事務用品、記念品等に要する経費 ただし、当該事業に使用したことが明確に分かるものに限る。
翻訳料・通訳料	当該事業の実施に必要なパンフレット、ホームページ等に外国語での記載を行う場合における翻訳に要する経費又は事業の実施において通訳者を配置する経費 ただし、自己の団体の構成員が翻訳、通訳等を行う場合は補助対象としない。
アルバイト賃金	当該事業の実施に必要な補助的業務を行う者を臨時的に雇用する場合に賃金として支払われる経費 ただし、従来から雇用している職員、アルバイト等の費用は補助対象としない。 また、当該事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。 なお、作業日誌等、作業内容が分かる資料の作成を必要とする。
イベント費	当該事業の一環として実施するイベント（展示会、講演会、セミナー、シンポジウム等を含む。）の開催に対して直接的に必要な経費（運営委託費、会場設営費等）
リース料	期間を限定して当該事業の実施に必要な機器等を賃借する経費 ただし、当該事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。
外注費	製品等の製作、試作、加工、実験、設計、改良、据付等に係る経費（プログラム開発含む）及び委託、清掃、警備等に係る経費 ただし、当該事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。
原材料費	製品等の製作、試作、実験、展示、イベント等、本事業の目的を達成するために必要な原材料の購入経費 ただし、当該事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。
その他	その他市長が必要と認める経費

第 1 号様式（第 8 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業補助金 交付申請書

（宛 先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒	申請団体の名称及び代表者名 電話（ ） —

上記補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付が決定された場合は、京都市の他の同様の補助金の交付を受けないものとします。		
事 業 名		
事業実施期間		
事業の内容		
	新 規 ・ 継続事業の充実 （該当する方を○で囲んでください。）	
事業に要する経費 （総事業費）	円	
交付を受けようとする補助金額 （交付申請額）	円	
団体の概要	設立年月日	
	組合員等の数	
添付書類	予算書（第 2 号様式） 事業計画書（第 3 号様式） 組合員等の名簿 その他市長が必要と認める書類	

第 2 号様式（第 8 条関係）

予 算 書

事業費の配分	経費内容 (要綱別表の項目ごとに記載)	金 額	積算内訳	支払予定先等
		円		
	合 計	円		

事業資金調達計画	内 訳	金 額	備 考
	補助金 自己負担	円	
	合 計	円	

第 3 号様式（第 8 条関係）

事 業 計 画 書

事 業 名 称	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
実 施 場 所	
事 業 概 要	（事業の実施効果等を含めて記載してください。）
継続事業の場合は、 これまでとの違い （充実部分）を記載	新規 ・ 継続事業 （該当する方を○で囲んでください。） （継続事業の場合は、充実部分を具体的に記載）
目 標	（事業全体での目標を設定し、結果が把握できるように取り組んでください。）

第 4 号様式（第 8 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業補助金 交付決定前着手届

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒	申請団体の名称及び代表者名 電話 () -

上記補助金要綱交付要綱第 8 条第 2 項の規定により交付決定前に着手することを認めていただきたく、別記条件を了承のうえ、届け出ます。

事業の名称	
事業の概要	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業に要する 経 費 の 額	円
交付決定前着 理 由	

別記条件

- 1 補助金が不交付となった場合においても、異議がないこと。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が補助金申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業は、補助金交付決定を受けるまでの間に計画変更を行わないこと。

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日	京都市指令 第 号
（補助金交付団体の名称及び代表者名）	京 都 市 長 〔担当 産業観光局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市業界団体全国大会等支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補 助 事 業 名	
交 付 金 額	円
交 付 条 件	1 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。 2 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第 3 2 条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。 3 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。 4 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。 5 補助事業等中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。 6 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。 7 その他市長等が必要と認める条件

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日	京都市指令 第 号
（補助金申請団体の名称及び代表者名）	京 都 市 長 〔担当 産業観光局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市業界団体全国大会等支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

補 助 事 業 名	
不 交 付 理 由	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業 変更申請書

（宛 先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒	申請団体の名称及び代表者名 電話（ ） —

年 月 日付け京都市指令 第 号による交付決定通知の補助事業の計画について下記のとおり変更したいので、変更を申請します。		
変更事由		
変更内容	変更前	変更後
総事業費	円	円
交付申請額	円	円
添付書類	予算書（第 2 号様式） 変更の内容を確認できる資料	

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業 中止・廃止承認申請書

（宛 先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒	申請団体の名称及び代表者名 電話（ ） —

年 月 日付け京都市指令 第 号により交付決定通知を受けた 補助事業について、下記のとおり ☐ 中止 ☐ 廃止 したいので、申請します。	
中止・廃止年月日	年 月 日
中止・廃止の理由	

注 該当する□にレを記入してください。

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業補助金 概算払請求書

（宛 先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒	申請団体の名称及び代表者名 電話（ ） —

年 月 日付けで交付を受けた京都市業界団体全国大会等支援事業補助金（交付決定番号京都市指令 第 号）について、下記のとおり、補助金の概算払を請求します。

補 助 事 業 名	
交 付 決 定 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業補助金 精算書

（宛 先）京 都 市 長	年 月 日
団体の主たる事務所の所在地 〒	団体の名称及び代表者名
	電話（ ） —

補助事業名	
補助事業実施期日	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業に要した経費	金 円
補助事業の対象として 精算をした額	金 円
概算払いを受けた額	金円 (1 回目 円) (2 回目 円)
精算戻入する額	金 円
通常払いを受けた額	金 円
添付書類	・収支決算書（第 1 2 号様式） ・その他（ ）

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

京都市業界団体全国大会等支援事業 完了届

（宛 先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地 〒	申請団体の名称及び代表者名 電話（ ） —

年 月 日付け京都市指令 第 号により交付決定通知を受けた補助事業について完了しましたので、届け出ます。	
事 業 名 称	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
事 業 内 容	
総 事 業 費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
添 付 書 類	決算書（第 1 2 号様式） 実績報告書（第 1 3 号様式） 領収書の写し 実績を確認できる写真等 その他市長が必要と認める書類

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

決 算 書

事業 経費 の 配 分	経費内容 (要綱別表の項目ごとに記載)	金 額	積算内訳	支払予定先等
		円		
	合 計	円		

事業 資 金	内 訳	金 額	備 考
	補助金 自己負担	円	
	合 計	円	

第 13 号様式（第 13 条関係）

実 績 報 告 書

事業名称	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
事業概要	
継続事業の場合は、 これまでとの違い （充実部分）を記載	新規 ・ 継続事業 （該当する方を○で囲んでください。） （継続事業の場合は、充実部分を具体的に記載）
事業の効果	（事業を実施したことによる効果や影響等の結果を記入してください。）
当該事業に関する 業界団体等による 自己評価と会員企 業等の主な意見	

所在地
名称

京都市長
(担当 産業観光局)

年 月 日付け京都市指令 第 号に係る京都市業界団体全国大会等支援事業補助金につきましては、下記のとおりその額を決定しましたので、京都市業界団体全国大会等支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき通知します。

交付決定額 金 円